

2017年12月4日

埼玉県知事 上田清司 様

埼玉県が主導する「くぬぎ山地区自然再生事業」に関する公開質問状

くぬぎ山地区自然再生協議会  
元会長 勅使河原 彰

上田県政におかれましては、現在、自動車税の一部を財源とする『みどりの再生』が看板政策として取組まれています。平成14年度より15年間にわたって埼玉県の主導で進められてきた所沢・狭山・川越・三芳の3市1町に広がるくぬぎ山地区（約152ha）の『自然再生事業』が、大きな危機を迎えています。

それは当該地区の平地林の民地開発が、改めて急速に活発化し『みどりの再生』どころか現況の緑地保全すら困難な事態に至り、「自然再生推進法」に基づき官民一体となって長年取組んできた『くぬぎ山地区自然再生事業』そのものの存続が問われる状況となっています。

本県においては、近年40年ほどの間に“みどりと清流”を県政のスローガンに掲げた畑県政下で『狭山丘陵』が、そして“環境優先”を掲げた土屋県政下で『見沼田んぼ』の広域的な保全と活用の事業化が進み、本県を代表する主要な自然環境としては、武蔵野の雑木林を象徴する『くぬぎ山』の保全・再生・活用こそが、上田県政下でその実現が求められていた『みどりの再生』施策と言えます。

私は、この40年間に『狭山丘陵』等の自然保護運動に関わり、平成22年度から23年度まで「くぬぎ山地区自然再生協議会」の会長を努め、現在も同協議会の運営委員として参加しています。そうした立場から、くぬぎ山地区の置かれた惨状を見る時、埼玉県（環境部みどり自然課）のあまりの非積極性や不手際に怒りを感じざるを得ません。特に、昨年度から本年度に至っては、くぬぎ山地区の保全・再生の具体策を検討することが自然再生協議会で決定していた「くぬぎ山地区自然再生実施計画」の策定について、協議会事務局である県が自ら蔑ろにしたことが明らかとなり、本年度の協議会や毎年恒例の保安全管理イベントの開催が大幅遅延する状態に陥っています。

こうした現状から、県政の責任者である上田知事に「くぬぎ山地区自然再生事業」の現状と今後の見通しについて直接、その認識や考えをお伺いし、広く公表して県民の判断を仰ぐしかないと思い、「公開質問状」を提出いたします。

回答は、文書でいただくと共に、ぜひ直接会見し意見交換をさせていただきますよう、ご配慮のほどお願いいたします。上田県政が重要施策として掲げる『みどりの再生』事業の根幹部分の質問ですので、ぜひとも真摯に対応していただきたく、併せてよろしく願いいたします。

## 記

### 1. 上田県政の重要政策とされる『みどりの再生』と平成14年度以降15年間にわたり継続されてきた『くぬぎ山自然再生』の取組みに関する基本的な認識について

#### (1) 『みどりの再生』どころか『みどりの破壊』が増々進行している『くぬぎ山自然再生地区』の現状について

くぬぎ山地区については、平地林を開発した産廃施設等の乱立がダイオキシン騒動を招いた経緯もあり、上田知事も何度か現地視察に訪れたことも踏まえ埼玉県が主導し、平成14年度から「くぬぎ山地区自然再生事業」が取組まれてきました。平成14年の事業着手時点で既に全体で152haの対象地区の平地林が107haまで減少していたことから、くぬぎ山の自然再生事業では残された武蔵野の雑木林をどのように保全し、さらにどれだけの緑地（平地林）を再生させられるかを第一の目的として、官民が一体となった「くぬぎ山地区自然再生協議会」が設立され、以降15年間におよぶ保全・再生・管理・活用に関する活動が継続されてきました。

大部分が民地であることから様々な紆余曲折があり、樹林地の状況は平成29年3月時点で91haまで減り、さらに平成29年11月現在ではわずか半年の間に急激に開発が進み、88haにまで樹林地は減少しています。いずれも資材置き場等へ改変される現状が一貫して続いており、自然再生事業が着手されて以降も計19haもの樹林地が消失し、しかも今年度内に入ってからでも約3haの樹林地の破壊が確認され、そのスピードが増していることは明らかです（別紙図面参照）。

上田知事は、県が進める『みどりの再生』について大きな実績があがっていることを常々アピールしていますが、一方で県が主導する『くぬぎ山自然再生』についてはみどりの再生どころか減少が急速化している実態があります。

こうした事実を知事は把握されているのでしょうか。また、『みどりの再生』事業と『くぬぎ山自然再生』事業との関係を、どのように認識されているのでしょうか。その基本的な認識について、お示してください。

#### (2) 『みどりの破壊』を防ぐ効果的な方策である「特別緑地保全地区」の本県および首都圏域における指定状況について

前述のように、くぬぎ山地区の大部分は民地であることから、その保全を具体化するためには地権者が納得可能な保全策を進める必要があります。そうした背景から、「くぬぎ山地区自然再生協議会」では、平成27年度にくぬぎ山地区全域を対象とした地権者の意向アンケート調査を再度実施し、地権者の同意可能性が高い都市緑地法に基づいた「特別緑地保全地区」の指定を進めていくことが決定されました。

この指定制度は、地権者に開発規制を求める一方で、土地の買取り請求が認められ、土地取得や管理・施設設備に国からの財政支援も得られるものです。くぬぎ山地区に

限らず、緑地の減少が著しい首都圏にあっては有効な保全方策として評価が高い制度であることがよく知られており、緑地保全に積極的な自治体は競って国交省との調整に基づく指定の導入を図っています。

私たちが問題視するのは、埼玉県がこうした取組みに極めて後向きで不熱心なことです。具体的には、自然のおよび社会的な観点から立地条件が共通する首都圏1都3県における「特別緑地保全地区」の指定実績を調べたところ、以下の現状であることが明らかとなりました。

■首都圏域における「特別緑地保全地区」の指定実績（平成29年3月）

埼玉県	35.0ha	
千葉県	74.5ha	埼玉県の約2.1倍
東京都	278.8ha	" の約8.0倍
神奈川県	672.9ha	" の約19.2倍

こうした数字は、緑や自然環境を担当するセクションの姿勢や力量を端的に示す以外の何者でもありません。関東の近隣都県の中で、最も効果的と言われる緑地保全制度の活用実績について埼玉県が圧倒的に低く、県内の重要な自然環境の保全担保が一向に進んでいない実態について、上田知事はどのようにお考えでしょうか？『みどりの再生』どころか『みどりの保全』が極めて遅れている現状についての認識を、お示しく下さい。

(3) 自動車税を財源とした「くぬぎ山地区自然再生事業」の新規展開について

埼玉県では、近年30年間で山手線の内側とほぼ同じ6,514haもの平地林が消失した実態に基づいて、上田知事の積極的なリーダーシップのもとに平成20年度より自動車税の1.5%に当たる約13億円を財源として、毎年度「みどりの再生」事業が取り組まれています。

とかく緑の政策は掛け声が多く財源を伴う実績が不透明であることや、他県のように「環境税」等による新たな県民負担を求めるものではないことに関しては、私たちとしても上田知事の政策手腕を高く評価するものです。しかしながら、県のホームページで公表されている財源の使途と事業成果を見る限り、本質をとらえた施策になっていないと言わざるを得ません。

例えば、平成20年度から28年度までの主要事業として森林の整備・保全が8980ha、身近な緑の保全・創出が448か所を達成したとアピールされていますが、その内容は前者が秩父山地を主な対象とした林地の間伐等の管理作業、後者が駐車場緑化や学校の校庭芝生化等に、力が入れられています。

この事業は、県が明らかにしているように、そもそも本県の自然環境を代表する武蔵野の雑木林等が6,500ha以上も失われたことを事業の契機としていることから、そうした緑地（平地林）を対象に保全・再生・活用することこそ、最も力を入れて取

組むべき課題と言えます。開発による平地林の消失と、山林等の管理放置の課題は共に重要課題ですが、なぜか平地林の保全・再生が事業対象から外され実績が全く示されない中で、山林等の管理面積のみが数字まであげて推進されているのは、政策のすり替えと指摘せざるを得ません。

こうした本県の緑や自然を取り巻く現状や施策としての優先度等がきちんと検討されていないことが、前項で指摘した「特別緑地保全地区」の指定が首都圏域で圧倒的に遅れている現状に現れているものと思われまます。

以上のことから、『みどりの再生』事業の財源使途については、「くぬぎ山自然再生地区」のように樹林地の保全をはじめとする再生・管理・活用を一体的に進める受け皿となる協議会等が既に存在し、活動実績を有している場所では、最優先して財源投入し「特別緑地保全地区」の指定地拡大等の必要な措置を講じるべきと考えます。

平成 30 年度から自動車税の財源使途の見直しを行い、「くぬぎ山自然再生事業」等の県民がその成果を実感できる取組みを一段と強化し、「みどりの再生」事業の適正バランスを図る提案について、上田知事の考えをお示しください。

## 2. 『くぬぎ山地区自然再生事業』における埼玉県（環境部みどり自然課）の取組経緯とくぬぎ山地区中核部分の保全措置の実現について

### (1) 平成 29 年度くぬぎ山地区自然再生事業が大混乱に陥った県の責任について

前記したように、くぬぎ山地区では『みどりの再生』どころか『みどりの破壊』が急速に進んでいる現状が明らかであることから、県みどり自然課が事務局を担当する「くぬぎ山地区自然再生協議会」では、平成 27 年度事業で 6 年ぶりとなる地権者アンケートを実施し、その意向も踏まえて年度末（平成 28 年 3 月 5 日）に開催された第 31 回協議会において、緑地保全の具体策も含めた今後の進め方を示す「くぬぎ山地区自然再生実施計画」を策定することを決定しました。

平成 28 年度には、実施計画検討の小委員会が設置され、「特別緑地保全地区」の指定推進を大きな柱とした実施計画（案）が検討されると共に、大規模地権者への同意要請に会長・副会長が着手する等の、平成 29 年度実施計画策定に向けた準備が着々と進められました。

ところが、本年 7 月 25 日開催の「くぬぎ山地区自然再生協議会・第 1 回運営委員会」に至って、県みどり自然課は平成 29 年度に実施計画検討を行わずに先送りし、自然環境調査を実施するとの説明が突然ありました。

一日も早い実施計画の策定と緑地保全策の具体化は、1 年以上も前から「くぬぎ山地区自然再生協議会」として何度も協議してきたものであり、当然、協議会事務局である県みどり自然課とも十分に話し合ってきた経緯があります（別紙経緯一覧参照）。

それが突然、自然環境調査の実施が県から一方的に説明され、会長・副会長も含め「くぬぎ山地区自然再生協議会」としては、今年度くぬぎ山中央部の開発が次々に進んでいる現況からも大きな混乱が生じ、これまでの活動の積み重ねが無になりかねない異常な事態にあります。

県みどり自然課によると、既に平成 28 年 10 月時点で自然環境調査の平成 29 年度実施を計画化し、財政当局との打ち合わせを始めたようですが、なぜそうした意向を協議会に全く話すことなく隠していたのか、大きな不信感を抱かざるを得ません。

実施計画検討に際し自然環境調査の実施自体を一概に否定するものではありませんが、それに際しても『自然再生推進法』や閣議決定されている『自然再生基本方針』では、自然環境調査の実施は協議会と内容協議を行うべきことが明記されており、法律に基づき、かつ税金を投入して県が実施する行政施策としての取組みとは、とても思えません。

『自然再生推進法』では、官と民の信頼関係に基づく合意形成と協働の取組みによって自然再生を進めることが基本理念として示されていますが、担当課である県みどり自然課は上記事態に対し、本年 7 月 25 日以降の私たちとの協議の場できちんとした説明ができていません。

上田知事は、県政の責任者として、どうしてこのような事態に至ったのかの事実関係を詳細に調べて、私たちに説明すると共に責任の所在を明確にしてください。

## (2) くぬぎ山の核心地区を緊急保全するための特別措置の実施について

くぬぎ山地区の自然再生が一刻の猶予もない存続の危機にあることは、自然破壊の経年変化図を見れば明らかです。この 1~2 年の間に、くぬぎ山の核心部分に該当する狭山市域の平地林が破壊され、くぬぎ山地区の一大特徴であった“県内最大のまとまりを持った武蔵野の雑木林”は一層危機的な状況となっています。

それだからこそ、「くぬぎ山地区自然再生協議会」では、平成 27 年度以来「地権者アンケート」の実施と特別緑地保全地区の指定を柱とした「くぬぎ山地区自然再生実施計画」の一日も早い策定を目指した計画的な取組みを、県も含めて合意形成を図りながら進めてきました。

今回の県による不祥事により、保全の具体化が遅れ時間だけが経過することで地権者の意向も改めて不透明になり、さらに自然破壊が次々と進むことが予測されます。特に、くぬぎ山の中央部に位置する狭山市域では、林地改変への拍車がかかることが間違いありません。

こうした背景から、保全の重要性と緊急性の高い狭山市域の平地林については、『みどりの再生』事業の財源を集中投下し、県が自ら全域を保全すると共に計画的に自然再生を進める特別措置を講じてください。現在、県みどり自然課が検討している狭山市域の保全を棚上げしたまま、所沢市域のみを対象に保全する方針ではくぬぎ山地区

平地林の核心部が次々と消失し、15年来取組んできた「くぬぎ山地区自然再生事業」は誰が見ても失敗したことが明らかになります。

県が『みどりの再生』財源を用いて狭山市域の『みどりの保全と再生』を実現する措置について、上田知事の行政判断を示してください。

3. 埼玉県（みどり自然課）が独自に発注している「平成 29 年度くぬぎ山地区自然環境調査」の進め方および内容について

(1) くぬぎ山地区自然再生協議会との「平成 29 年度くぬぎ山地区自然環境調査」の内容協議のあり方について

『自然再生推進法』に基づき平成 26 年 11 月に閣議決定された『自然再生基本方針』では、“自然再生事業の対象となる区域と、その周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期・頻度等の具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること”が明記されています。

くぬぎ山地区の自然再生事業は、平成 14 年度には着手され同年度を中心に地区内全域を対象とした事前調査が実施されていますので、「平成 29 年度自然環境調査」は実施期間中のモニタリングとしての位置づけとなります。

そのため自然環境調査としては、これまでの活動成果を現地調査に基づいて客観的に検証すると共に、その結果を実施計画に反映させることが求められます。

上記したように環境調査に関する具体的な計画については、協議会において協議する必要がありますが、平成 29 年度実施の自然環境調査の「現地調査計画」が、「くぬぎ山地区自然再生協議会・第 1 回運営委員会」に提出されたのは、平成 29 年 7 月 25 日になってからであり、協議会での検討の見通しは県から全く示されていません。

県（みどり自然課）としては、協議会における具体的な調査計画の協議を今後どのように進めるつもりでいるのか、その考えを示してください。

(2) くぬぎ山全域を対象とした現地調査の調査対象範囲について

県（みどり自然課）から提示された「くぬぎ山地区現地調査計画書」では、立ち入りを行う調査箇所について公有地のみを対象にすると明記されていますが、実施計画検討の主旨から 152ha 全域（改変地を除く）を対象とすべきです。

これまでくぬぎ山地区では、検討委員会が設置された平成 14 年度に全域調査が県により実施され、協議会による「全体構想」が検討された平成 16 年度にも補足調査が行われており、くぬぎ山地区内の A～F の 6 区画全域での事前調査資料が存在します。

実施計画自体が、あくまでも全域を対象とした検討が前提であることや、事前調査との比較が不可欠なことから、対象区域は同一調査条件の全域で行うべきです。

現地調査で立入りを行う調査範囲を、従来までの全域から公有地のみを対象とするよう縮小したことについては納得できる理由が示されておらず、実施計画を検討するうえでは春季からのやり直しが不可欠となります。県としての見解を示してください。

(3) くぬぎ山地区自然再生協議会による自然再生活動地の事業成果調査の実施有無

くぬぎ山自然再生協議会では、平成 22 年度から市民参加型イベントによる保全管理活動を 7 年程継続している樹林地が、くぬぎ山地区内に数カ所あります。

これらの場所についても、平地林の生物多様性機能についての事業成果を検証し、実施計画に反映させる必要があります。そうしたことから今年度の自然環境調査では、これらの自然再生活動地での活動成果を明らかにするための現地調査を実施すべきですが、調査の実施可否や内容を明らかにしてください。

(4) 実施計画の作成に求められる社会的状況調査の実施について

『自然再生基本方針』では、実施者は実施計画の作成に当たって、地域の自然環境と共に、社会的状況に関する最新のデータが必要であることが記されています。平成 14 年度のかぬぎ山全域調査でも、自然環境のみならず改変地の土地利用内容や地権者の意向整理、ゴミ投棄箇所の現状等がまとめられています。

今回の調査に際しても当然、実施計画の作成のためには自然環境調査と共に、このような社会的状況の調査実施と比較分析が必要となります。

実施計画検討に必要な社会的状況の調査について、今年度の自然環境調査の中での実施状況を明らかにしてください。

(5) 平地林の自然環境評価に不可欠な早春期調査の実施について

雑木林を対象とした動植物の把握やその分析に際しては、葉が茂る前の明るい状態の早春期（3 月～4 月）の現地調査の実施が欠かせない条件になります。ちょうど年度の変り目になることから、近年では国（国交省、環境省等）の現地調査では、それを見込んだ調査計画の設計が行われています。

くぬぎ山地区の自然環境調査の実施に際しては、その環境特性から早春期の調査資料の収集が必要であり、過年度の調査では当該時期の現地調査が取組まれています。

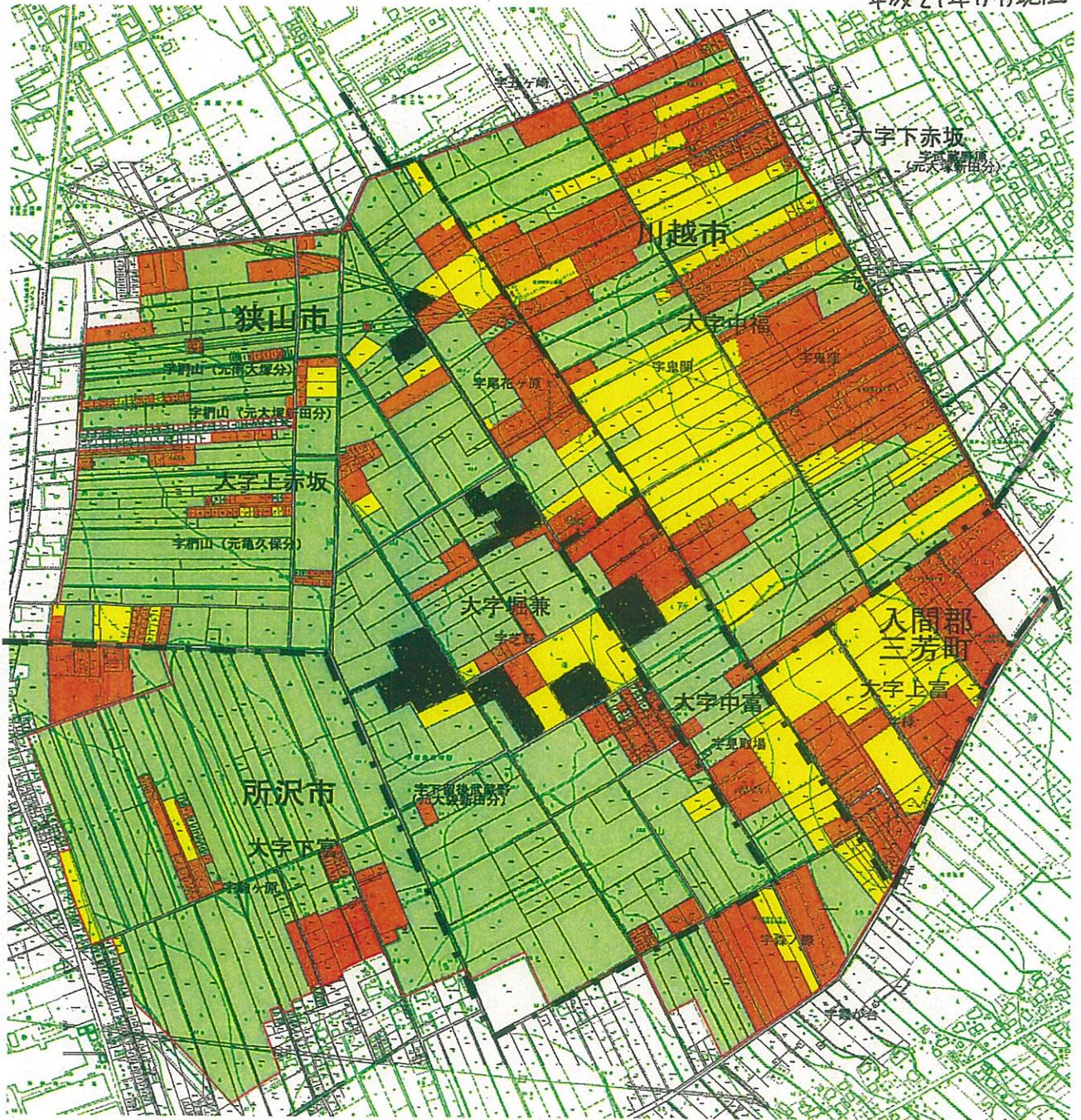
自然再生活動の成果検証のうえからも、早春期データは不可欠ですが現地調査をきちんと見込んでいるのか否か、県の見解を示してください。

以上

くぬぎ山地区自然再生協議会・元会長/現運営委員  
勅使河原 彰

# くぬぎ山地区土地利用現況図

平成29年11月現在



## くぬぎ山地区 自然破壊の経年変化

	●平成14年7月	●平成29年3月	●平成29年10月
I. 樹林地	107ha (70%)	→ 91ha (60%)	→ 88ha (58%)
		- 16ha	- 19ha
II. 変化地 (資材運場、産廃施設) (駐車場、墓地等)	45ha (30%)	→ 61ha (40%)	→ 64ha (42%)
		+ 16ha	+ 19ha
計	152ha (100%)	152ha (100%)	152ha (100%)



# 『くぬぎ山地区自然再生事業実施計画』の策定および『特別緑地保全地区』の指定に関する主な経緯

くぬぎ山地区自然再生協議会  
運営委員会資料 2017. 8. 15

●平成 21 年度 ～23 年度	自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を平成 17 年に策定し、平成 21 年度から 22 年度にかけて緑地保全制度の活用と実施計画の策定が検討されたが、地権者の同意が得られなかったことから当面、自然再生活動による実績を積み上げていくことになった。平成 23 年 7 月 22 日に、県みどり再生課長と勅使河原会長等が協議し、今後の進め方メモを作成して確認する。
●平成 25 年度 ～27 年度	この間に、くぬぎ山地区の自然再生活動（保全管理イベントの参加者増、ニュース・レター「みんなのくぬぎ山」の定期発行等）が顕著に活発化してきたことから、県みどり自然課長より中島会長に、緑地保全制度の活用を含めたくぬぎ山自然再生事業を継続していく上で、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画」の策定を行うべき旨の要請が何度かある。

年度 / 月日	協 議 内 容
平成 27 年度	5 月 14 日 第 1 回運営委員会 実施計画の検討に際し、まずは地権者の意向把握が重要との判断から平成 27 年度内事業として地権者アンケートを実施することが提案され、勅使河原委員がアンケート文案を作成することが決定される。
	6 月 18 日 第 2 回運営委員会 地権者アンケートの内容および実施手順が検討され、次回の協議会に緑地保全を主としたアンケートの実施を諮ることを決定する。
	7 月 11 日 第 30 回協議会 平成 27 年度活動計画(案)として、地権者アンケートの文案等が提示され協議会としての実施が承認される。
	1 月 15 日～31 日 地権者アンケート 郵送回収による地権者アンケートを実施。平成 21 年と同内容のアンケート調査が 6 年ぶりに行われる。
	3 月 5 日 第 31 回協議会 地権者アンケート結果が報告されると共に、平成 28 年度にアンケート結果を踏まえた実施計画素案作成のための小委員会の設置および平成 29 年度の正式な実施計画書の作成等の資料が提示され、承認される。
平成 28 年度	5 月 11 日 第 1 回運営委員会 平成 28 年度活動計画(案)として、平成 28 年度内に小委員会が実施計画素案を作成し協議会で決定し、平成 29 年度に正式な実施計画を作成することの資料が、改めて事務局(県)から提示された承される。
	7 月 13 日 第 2 回運営委員会 この間に 4 回の小委員会が開催され、「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画(案)検討資料」が提示され意見交換。実施計画の柱となる緑地保全方策について、狭山市・所沢市等からの意見を踏まえ年度内の先行検討を協議。
	7 月 19 日 県みどり自然課と協議 会長、副会長、小委員会メンバーが改めて県庁みどり自然課を訪れ、課長、副課長等に実施計画(案)を説明。平成 29 年度実施計画策定のスケジュールおよび予算化を確認。10ha の「特別緑地保全地区」指定への地権者対応について協議。県として特に異論はなく、進めていきたい旨の表明がある。
	8 月 17 日 所沢市長と協議 県との協議を踏まえ中島会長が藤本所沢市長と面談し、既設の「特別緑地保全地区」指定地周辺への拡大を要望。所沢市としての基本的な同意と地権者対応等の進め方を確認。
	8 月 19 日 県みどり自然課と協議 中島会長が県庁みどり自然課を訪れ、所沢市長との協議結果を報告。所沢市域および狭山市域の 10ha 規模の地権者対応の進め方を伝える。課長は不在。
	9 月 5 日 地権者対応(山脇学園) 足立・横山副会長が主要地権者である山脇学園を訪れ、狭山市域の所有地について公有地化を前提としない「特別緑地保全地区」への指定同意を要望。責任者に伝える旨の約束を得る。
	10 月 26 日 第 4 回運営委員会 この間の 3 回の小委員会開催と県・所沢市および主要地権者への対応を踏まえた、10ha 規模の「特別緑地保全地区」指定への見直し等を報告し協議。狭山市からの事情説明はあるものの、県からの意見等はなし。
	1 月 16 日 地権者対応(山脇学園) 中島会長と足立・横山副会長が山脇学園を訪れ、担当理事に面会し「特別緑地保全地区」の指定同意について再度要望。くぬぎ山自然再生の主旨や「特別緑地保全地区」指定について、基本的な同意を得る。
	1 月 18 日 第 5 回運営委員会 実施計画作成の中核となる 10ha 規模の「特別緑地保全地区」の指定見直しについて、対象地となる所沢市と狭山市の地権者動向等を中島会長が報告。狭山市からの意見があったのみで県からの意見等は、特になし。
3 月 4 日 第 33 回協議会 実施計画素案作成小委員会でも検討してきた「くぬぎ山地区自然再生実施計画(案)検討資料」の説明および当面の「特別緑地保全地区」指定範囲図を提示し、意見交換を行う。今後、この案に従って実施計画の作成を進めていくことが承認される。	
平成 29 年度	4 月 11 日 県・市町会議 県の呼びかけで、埼玉県・所沢市・狭山市・川越市・三芳町による「くぬぎ山地区自然再生事業行政担当者打合せ」が行われる。平成 29 年度に「くぬぎ山地区自然環境調査」を実施することの説明と共に、県財政当局の要請で市町にも自然環境調査の費用分担を、平成 30 年度予算に計上することが依頼される。
	7 月 25 日 第 1 回運営委員会 県より、平成 29 年度に「くぬぎ山地区自然環境調査」を実施するとして「現地調査計画書」が提示される。実施計画の策定や特別緑地保全区域の指定を進めることが、なぜ急に自然環境調査の実施になったのかの経緯について、疑問点や意見が出て、再度の運営委員会開催が決まる。
	8 月 15 日 第 2 回運営委員会 県より、実施計画スケジュール案と特別緑地保全地区指定スケジュール案、自然環境調査決定の経緯及び 3 市 1 町との打合せに関する資料が提示される。協議会に説明し了解が得られるだけの内容にはなっていない、として結論に至らず。
	* 9 月 12 日 県みどり自然課と協議 会長、副会長、小委員会メンバーと県みどり自然課の課長、副課長、担当者により、今後の「特別緑地保全地区」の指定や「実施計画」の策定の進め方等について協議。県の昨年度から今年度に至る進め方への説明は、了解が得られず。県として今年度内の取組みを加速して進め、今後の見直しを得るため密に連絡調整することを確認。

\* 8 月 15 日提示資料に追加

勅使河原 彰 様

日頃より、くぬぎ山地区の自然再生にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
ます。

いただきました公開質問状を拝読しました。

私からは、くぬぎ山再生の取組に関する基本的な認識について回答します。

それ以外のご質問については、かなり詳細に関する事なので、環境部長から回答させます。ご了承ください。

まず、1の(1)「くぬぎ山地区の樹林地が改変され、減少している事実を把握しているか。また、みどりの再生事業とくぬぎ山自然再生事業との関係をどのように認識しているか」についてです。

くぬぎ山地区の樹林地の改変が進んでいることについては、担当課長から報告を受けております。大変、残念に思っています。

また、くぬぎ山地区の自然再生については、県が進めている「みどりの保全と再生」の取組の一環であると認識しています。

次に、1の(2)「特別緑地保全地区の指定面積は、首都圏の1都3県の中で埼玉県が一番少ない。みどりの保全が極めて遅れている現状を認識しているか」についてです。

特別緑地保全地区を指定するのは、原則として市町村です。そして、市が指定した場合に、国の一部補助を受けて土地を買い取るのも当該市です。このため、財政規模の大きな特別区や政令指定都市では、特別緑地保全地区が指定されやすいという事情があります。

また、埼玉県では樹林地の公有地化を進める独自の取組も行っております。単純に特別緑地保全地区の面積のみをもって、みどりの保全が遅れていると判断するのは、ふさわしくないと考えます。

もちろん本県では、今後とも市町村の意向を踏まえ特別緑地保全地区の指定に取り組んでまいります。

次に、1の(3)「みどりの再生は、雑木林が6500ha以上失われたことを契機としているから、平地林の保全・再生・活用に最も力を入れるべきである。平地林を対象から外すのは、政策のすり替えである。平成30年度から自動車税の財源使途の見直しを行い、くぬぎ山自然再生事業等の県民が成果を実感できる取組の強化を図ること」についてです。

みどりの基金の目的は、①森林の整備・保全、②身近な緑の保全・創出、③県

民運動の展開です。これらのバランスを考慮して、限られた財源を最大限有効に活用できるよう取り組んでまいります。

なお、これまでの「森林の整備・保全」の実績は8980haですが、これには里山・平地林も含まれ、「みどりの保全と再生」の一環としてみどりの基金を活用しております。政策のすり替えというご指摘には当たりません。

くぬぎ山地区の自然再生事業も、みどりの基金を一部財源として引き続き取り組んでまいります。

最後に、2の(2)「狭山市域の平地林に県自らみどりの再生事業の財源を集中投下し、全域を保全すると共に計画的に自然再生を進める特別措置を講ずること」についてです。

みどりの基金は、多くの方々からのご寄附と自動車税の一部を財源としています。よって、県内全域の自然環境を守り育てるために活用する必要があります。

くぬぎ山地区の自然再生事業も必要な取組の一つと考えておりますが、みどりの基金を活用するに当たっては、県内全体の「みどりの保全と再生」に役立てなければならぬと考えますので、ご理解ください。

緑地の保全は、県と市町村が共同して取り組むべき行政課題です。くぬぎ山地区の狭山市域の緑地保全についても、県単独ではなく、地元の狭山市の意向を踏まえ取り組んでまいります。

その他のご質問については、詳細な部分に及びますので、担当の環境部長に回答させます。なお、自然環境調査の実施について事前の説明がなかったことから、勅使河原様に不信感を与えてしまいました。その点では、みどり自然課の努力不足もあったと思いますので、私から今後こうしたことがないよう、よく伝えておきます。

埼玉県では、くぬぎ山地区の自然再生をはじめとする平地林の保全に積極的に取り組むべきと考えています。勅使河原様におかれましても何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

時節柄、くれぐれもご自愛ください。

平成29年12月22日

埼玉県知事

上田清司

勅使河原 彰 様

日頃より、くぬぎ山地区の自然再生にご協力いただき、誠にありがとうございます。

勅使河原様の公開質問状のご質問のうち2の（1）及び3については、知事の指示により私から回答させていただきます。

まず、2の（1）「平成29年度に「くぬぎ山地区自然再生実施計画」を策定することになっていたが、協議会に話をせずに自然環境調査を実施している。この原因を調べるとともに責任の所在を明確にすること」についてです。

自然再生推進法第7条に基づき政府が定めた自然再生基本方針（以下「基本方針」という。）によれば、自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）の作成に当たっては、地域の自然環境等に関する最新のデータに基づくことが求められております。

自然再生推進法第9条第3項及び基本方針により、実施計画の案は自然再生協議会（以下「協議会」という。）で協議することになっていますが、実施計画の案を作成するために必要な最新のデータの収集まで事前に協議することは義務付けられておりません。

このため、みどり自然課では、実施計画案を作成する手順の第一歩として平成29年度予算において自然環境調査費用を計上し、実施計画案の作成者として自然環境調査を進めております。

この点について、みどり自然課は法的には必ずしも協議が義務づけられていないとはいえ、これまでの経緯を考慮すれば事前にお話をするべきであったと反省しております。

私も、同様に考えることから、今後は一層の意思疎通を図るよう、みどり自然課を指導してまいります。

次に、3の（1）「平成29年度の自然環境調査は、自然再生事業実施期間中のモニタリングとしての位置付けであり、その結果を実施計画に反映させるべきである。また、自然環境調査に関する具体的な計画については、協議会で協議する必要があるが、今後どのように進めるつもりなのか」についてです。

今回の自然環境調査は、基本方針に定められているとおり、自然環境に関する最新のデータに基づき実施計画案を作成するために行っており、自然再生事業実施期間中のモニタリングとして実施している訳ではありません。

今後は、この調査結果などを踏まえ、実施者である県、川越市、所沢市、狭山市、三芳町が協力して実施計画案を作成していきたいと考えております。

自然環境調査の結果を踏まえて作成した実施計画案については、自然再生推進法に基づき、協議会において協議していただく予定です。

なお、モニタリングの時期や頻度等についても、実施計画案に記載した上で、協議会において協議し、実施計画の策定後には、これに基づき実施してまいります。

次に、3の(2)「平成29年度の自然環境調査は公有地のみで実施しているが、過去に行ったくぬぎ山地区全域調査と比較ができることなどから、全域での調査が必要である」ことについてです。

くぬぎ山地区全体を調査するためには地権者約600人の同意が必要となり、膨大な時間を要してしまいます。

そこで、速やかに自然環境調査を実施し実施計画案を作成するため、今回の調査では公有地のみを対象にしました。

また、運営委員会や調査受託事業者の意見を踏まえ、一部の民有地も調査対象に加えて調査を行っております。

調査地点は、くぬぎ山地区内に幅広く分布しているため、それぞれの調査データを突合することで実施計画案を作成するのに必要な情報は把握できると調査受託事業者からの意見も得ております。

次に、3の(3)「くぬぎ山地区内にある、保全管理活動を継続している樹林地でも、活動成果を明らかにするための調査を実施すべき」についてです。

今回の調査は自然再生活動地での活動成果を明らかにすることに主眼を置いたものではありませんが、平成22年度から保全管理活動を行っている自然再生活動地は、すべて公有地なので、今年度の自然環境調査の対象地となっております。

次に、3の(4)「実施計画検討に必要な社会的状況の調査について、今年度の自然環境調査の中での実施状況を明らかにしてほしい」についてです。

今年度行っているのは、あくまでも自然環境の調査です。

社会的状況に関しては、既存のデータなども活用しながら最新の状況を把握した上で実施計画案を作成してまいります。

最後に、3の(5)「自然環境調査の実施に際しては早春期の調査資料の収集が不可欠だが、早春期の現地調査を見込んでいるのか」についてです。

運営委員会等での御意見を踏まえ、今年度実施している自然環境調査の調査地点において、早春期の調査も行う予定です。

県といたしましては、自然環境調査の実施をもって、実施計画案作成の第一歩を踏み出したと考えております。今後は県と地元市町とが協力して実施計画案を作成し、協議会と協議してまいりたいと考えております。

自然環境調査の実施について事前に協議会にお伝えせず、また実施計画案本体の作成に着手できなかったことから、勅使河原様に不信感を抱かせてしまいました。この場を借りてお詫びいたします。

今後とも勅使河原様におかれましては、何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

時節柄、くれぐれもご自愛ください。

平成29年12月27日

埼玉県環境部長 宍戸 信敏